

# 『文化人類学』の新たな査読体制について

第27期『文化人類学』編集主任

真島 一郎

今期『文化人類学』編集委員会では、昨年4月に第26期編集委員会から業務を引き継いで以来、通常の編集業務にあたるかわら、本誌査読体制の改革に集中して取り組んでまいりました。改革の柱にあたる新「査読規程」は、本年度第1回理事会（2017年4月15日）にて最終的に承認を得たのち、7月15日より本格運用が始まりました。その概要については、本年度の学会総会（5月28日）で学会員のみなさまに口頭で説明し、すでに学会ホームページ上にも規程の全文を掲載しておりますが、本誌の今後にとり重要な意味をもつ決定事項ゆえ、本誌上でもあらためてお知らせするしだいです。

新たな査読体制における特色は、ひとことでいって、1) 水平性、2) 集合性、3) 開放性の三点に集約されます。規程の文言にそのまま従えば、第一の水平性とは、本誌における査読行為を「投稿者と対等な姿勢で建設的助言を行うこと」（第2条第1項）と規定しながら、査読にピア・レビューの精神を呼びもどそうとするものです。第二の集合性は、査読を「編集委員会・査読者・投稿者による協働作業」（第2条第2項）と規定したうえで、一連の査読過程をふまえた最終判定の主体が編集委員会にあることを同時に確認するものです。第三の開放性は、査読規程の第6条「掲載基準」において、「本誌を学会内外の対話の場として捉え」とともに、次の一文を明記した点に表れています。「掲載原稿に対する批判は、掲載後になされるべきものであり、批判を招く可能性があっても学会誌という場で共有する価値があると思われる投稿であれば掲載する」。

このたびのお知らせでは、査読制改革の趣旨文とあわせて、新「査読規程」および「査読過程に関するガイドライン」の二文書を、以下、全文掲載いたします。

査読規程の改定にともない、「投稿フォーム」も「査読票」も様変わりした今回の制度改革が、本誌『文化人類学』への論文投稿の大いなる活性化として結実することを、編集委員会一同、心より願っております。

会員のみなさまにおかれましては、ご理解ご協力のほど、なにとぞよろしく願い申し上げます。

# 査読制改革の流れとその内容の骨子について

## 1. 今、なぜ査読制改革なのか

今回の査読制改革を初めて耳にしたとき、「なぜその必要があるのか」と疑問を感じた学会員は少なくなかったかもしれない。タブーに触れる行為、学会誌の屋台骨を揺るがす行為のように見えなくもない。この小文の目的は、第27期『文化人類学』編集委員会がこれまで——第27期理事会とも緊密に連絡をとりつつ——歩んできた過程を振り返りながら、学会員諸氏にその内容の骨子をご理解いただくことである。

「今、なぜ査読制改革なのか」という問いに戻れば、これには単刀直入な答えがある。査読制の再検討は、文系か理系かを問わず、近年の学術誌の世界的趨勢だからである。近いところでは、日本社会学会の『社会学評論』が2011年から2012年にかけて総点検の作業に取り組んでいる。また、日本学術振興会の専門委員会が2015年2月に刊行した手引き『科学の健全な発展のために——誠実な科学者の心得——』では、ピア・レビューについても詳しい言及がなされ、「現時点ではピア・レビューなくして科学研究が行われることはあり得ない」ものの、「科学研究の質を保証し向上する仕組みとしてピア・レビューがベストなのか、それ以外の仕組みがあるのか、さまざまな取組みがなされています」という、踏み込んだ結論が述べられている<sup>1)</sup>。1999年に旧査読規程が定められて以来、20年近く抜本的な形では見直されることがなかった本誌の査読制は、この意味で再検討されるべきであったし、今後も適宜、最善の形で機能すべく再検討されるべきものであると言えるだろう。

他方で、『文化人類学』固有の問題も存在している。『民族学研究』以来の掲載原稿件数の推移を調べてみると、1980年代から1990年代前半にかけての各巻における年間平均の掲載原稿数は、論文が平均11本、研究ノートが平均10本であったのに対し、旧査読規程が導入された1990年代末から2000年代前半にかけて、特集原稿を除けば、論文が平均5本、研究ノートが平均2本と激減している<sup>2)</sup>。その後、編集委員会によるさまざまな努力によって多少持ち直してきてはいるものの、状況は根本的には変わっていないと言わざるを得ない。毎号平均にして論文1本余、研究ノート0.5本余という極貧とも言える状況が取り繕われてきたのは、ひとえに1996年に導入された特集という（あえていえば）人工呼吸装置——確かにこれは導入時の意図ではなかったのだが——のおかげである<sup>3)</sup>。

もちろん、歴代の編集委員会がその間、手をこまねいてきたわけではない。学会員による貴重な投稿ができるかぎり掲載に至るよう、査読の依頼の際には、「要求水準を過度に高くしないように」（優、良ではなく可でも通すように）、また「論文等の可能性、将来性を育む方向で建設的なものにするように」という要請が、査読者に対して重ね重ねなされてきた。さらに近年では、第25期編集委員会によって「研究展望」のジャンルの創設、査読の回数制限などの改革が行われ、また第26期編集委員会でも『文化人類学』の内容を充実させるための精力的な努力——デザインリニューアルを含めて——が行われて、そこから目に見える成果が生まれてきている<sup>4)</sup>。しかしそれでも、編集委員会の現場感覚から言えば、特集に依存した本誌の体質は本質的に変わっていないと言える。

## 2. 第27期編集委員会における査読制改革の流れ（特にワーキンググループによる調査）

今期編集委員会は、2016年4月に任務を引き継いでからすぐ、以上のような全体認識のもとで、査読制の再検討の作業——当初は部分的改定のみを目標にしたものであった——に着手した。編集委員のうち理事会構成員でもある真島一郎、湖中真哉、高倉浩樹、箭内匡の4名が議論を重ねて問題点の洗い出しを行ったあと、編集委員会全体に議論を広げるとともに、学会理事会においても2016年7月から2017年2月まで毎回のようには査読制関係の議題をご審議いただいた。一方、編集委員会内では、2016年7月に佐川徹を主幹とする査読制度改革ワーキンググループ（メンバーは佐川のほか、梅屋潔、工藤多香子、久保明教、藤野陽平、箕曲在弘、山内由理子）が立ち上げられ、2016年9月から11月にかけて、

国内・海外の学術雑誌の査読制度に関して、手分けしながらの掘り下げた調査が行われた<sup>5)</sup>。

ワーキンググループの調査が明らかにしたのは、ひとことで査読制といっても、その実態はかなり多様だということである。おそらく日本文化人類学会の少なからぬ会員は、『文化人類学』が1999年から続けてきた査読の形態こそが「正しき査読」であるというイメージを持っているだろう。しかし調査を通じて分かったのは、今日における世界的趨勢から見れば、本誌の査読制はむしろかなり特殊なものであるということだった。特に重要な点としては、旧査読規程のもとでの査読では、①『文化人類学』では2名の査読者が何度でも(第25期による改革以後は3回まで)査読を繰り返す形になっていたが、一般には査読回数は1~2回と定められているケースが多い、②『文化人類学』では旧規程第4条により、2名の査読者が最終的な判定権を持ち、一字一句まで承認することを求めているが、一般には査読者ではなく、編集委員会が査読判定についての最終的な判定権を持つのが普通である、③『文化人類学』では旧規程第4条に従い、19項目のチェック項目を前面に掲げた査読票が用いられていたが、一般には自由記述形式の査読票を用いているところが多い、といったことが挙げられる。この調査結果をもとに、最終的に、本編集委員会では査読規程の全面的改定が不可避であるとの判断に至った。

ワーキンググループの調査結果はまた、『文化人類学』の新査読規程を構想するうえでも示唆に富んだものだったが、ここではその中から、特に参考になった二つの事例を紹介しておきたい。

一つ目は、正会員15,000人以上、学生会員2,500人以上を擁する、情報処理学会 (<http://www.ipsj.or.jp/>) の査読方針である。確かに規模の大きな学会であるが、月刊の学会誌『情報処理』に加え、和・英の論文誌が月刊または季刊で総計七つも刊行されている通り、この学会で日本文化人類学会とは段違いにエネルギーな学会誌運営がなされているのは間違いない。とはいえ、学会ホームページの論文誌セクションを見ると、「論文誌の採択論文数(採択率)が減少傾向にあるのを真摯に受け止め」てこれまでさまざまな努力がなされてきたと書いてある。つまりこの活況は実は、情報処理学会自体による努力と英断の賜物なのだ。その中身は、同じページに掲載されている、査読者に向けての「べからず集」からおおかた察することができる。そこではまず、「石を拾うことはあっても玉を捨てることなかれ」という基本方針が大きく掲げられ、「完成度90%を求めるのではなく60%でも採録を考える」、「減点法ではなく加点法で査読する」、「査読者の判断を超えた論文が研究の発展に大きな影響を与えることもある」、「面白いかわからないかは読者が判断する」、「査読者も間違いを犯すことがあり、もしかしたら、絶対的な権力を振りかざすことによる(論文発表)機会の損失を生みだすことになることを忘れない」等といった、相当に思い切った——しかし学問的に極めて真つ当な——指示が出されているのである<sup>6)</sup>。こうした基本方針が学会員を大きく勇気づけ、積極的な成果発表に向かわせるのは明らかである。

二つ目は、*American Anthropologist*誌の編集長を5年間務めたトム・ベルストルフが2010年に書いた記事である<sup>7)</sup>。色々と学ぶところの多い文章だが、特にこの中で彼が述べている次のくだりは、査読行為の原点が何であるのかを改めて考えさせてくれる、貴重なものである。ベルストルフはそこで、これまで自分が編集長として多数の査読報告を目にしてきたが、そのスタイルは実に多様で、その各々に利点があり、いかなる書き方が最良であるかを一概に決めることはできないと述べる。そして彼は、「私の経験上、最も効果的なのは、査読者がみずからのインスピレーションに導かれて報告を書くことだ」と結論する。査読者は、最終的には、外在的な査読基準に頼るのではなく、原稿を虚心坦懐に読む中で心に浮かんできたものを大事にして査読報告を書くべきだ、ということであろう。

ベルストルフの文章から読み取れるもう一つの重要なことは、*American Anthropologist*誌で現に行われている査読の迅速さである。例えば、2009年8月4日に投稿されたある論文は、5名の査読者のうち3名から2週間前後で、掲載を強く支持する査読結果が戻され、編集長のベルストルフ自身もこの原稿を高く評価できると判断したため、8月31日——つまり投稿からわずか27日後——に条件付きで採択が決定されたということである。この印象的な事例から私たちが読みとるべきなのは、査読者たちの協力ぶりにも増して、査読報告の作成に必要な以上に長い時間をかける必要はないという考えであろう。優れた論文はなるべく迅速に通す。『文化人類学』でも、査読者の方々のご協力のもと、こうした状況

が一般化すれば、『文化人類学』への投稿意欲は大きく高まると考えられる。

### 3. 新査読規程における基本方針

新査読規程の作成にあたり、本編集委員会は、以上のようなことを背景にしていくつかの基本方針を立てた。

第一に、査読体制自体を動かしやすいものにする。旧査読規程では、19項目の審査基準が規程自体に盛り込まれているため、規程を変更しなければ細部の調整ができない形になっていた。これに対して新規程では、査読方針の骨子を記すだけにして、査読の実際の作業においては、別途作成した「査読過程をめぐるガイドライン」を参照する形になっている。今後、新査読規程を運用する中で見出されてくる問題点の多くは、このガイドラインを改定することによって適宜改善できるはずである。もちろん、その必要があれば、規程自体も適宜、改定されていくべきである。

第二に、自由記述を主体とした査読方式に変えること（開放性）。新査読規程の第6条第2項にある通り、「掲載の可否は、独創性、新規性、理論的アイディア、資料的意義等から判断されるが、それらの完璧な達成度を求めるのではなく、投稿に含まれる発見、資料、考察、分析等の学術的価値が学会員に共有される意義を主に考慮して判断する」。旧査読規程のチェック項目方式は、論考が持つ内在的な価値をよく見るよりも、むしろ外面的な達成度を求める方向に査読を導く傾向があった。さらに言えば、旧査読規程の19の審査基準は、「『文化人類学』に掲載されるべき論文のイメージ」を実質的にかかなり狭く規定するものになっていた。これに対して新査読規程は、投稿者および査読者に対し、『文化人類学』に掲載すべき論考は——単独投稿論文か特集論文かを問わず——極めて多様でありうることを、査読者はとりわけその論考自体が持つ独創性・可能性を評価すべきであることを求めるものである。それゆえ新査読規程のもとで、学会員諸氏には、旧来の内容上・形式上のステレオタイプは気にせず、自らにとって最良の形での論考を投稿していただきたいと考える。時に「このような論考が『文化人類学』に掲載されるのか」という驚きを学会員に与えるようなものであってこそ、『文化人類学』は、独創的な論文を継続的に掲載する、先端的な学術誌になるはずである。

第三に、査読を投稿者・査読者・編集委員会の三者をはらんだ全体的過程として捉え直すこと（集合性と水平性）。旧査読規程では、査読判定が査読者個人に帰属する形になっていたため、査読者と投稿者の間に絶対的な上下関係が生まれ、研究倫理の観点から言っても深刻な状況を生み出していた。それは他方で、査読者に対し、当該論考の『文化人類学』での掲載に関する全面的責任を負うという心理的重圧のもとで査読作業を強いるものでもあった。これに対し新査読規程では、第2条にある通り、査読を「編集委員会・査読者・投稿者による協働作業」としての集合的過程と位置づけ、また第5条にあるように、査読者は査読判定を行うのではなく、「査読意見」を編集委員会に戻す形になっている。もちろん、査読者による査読行為が査読過程の中軸をなす点では新旧両規程で変わりはないが、このような形——すでに述べた通り、査読者ではなく編集委員会が責任主体となるのは学術雑誌一般に広く見られることである——をとることで、少なくとも先に述べた絶対的な上下関係のようなものは解消されることになるだろう。

こうした点は、新査読規程を実際に運用するうえでのルールブックとして用意された「査読過程をめぐるガイドライン」でより細かく述べられている。査読を集合的過程として捉えるという考えに従い、このガイドラインは査読者のみならず、投稿者にも向けられたものであり、これから投稿を考えている学会員の方々にもぜひお読みいただきたいものである。

### 4. 希望査読者制度、および予想される懸念について

新査読規程の運用に少し先立つ形で導入された希望査読者制度についても一言述べておきたい。これはガイドラインにもある通り、論文・研究ノート・研究展望の投稿者が、専門性・公正性の見地から見て望ましいと思われる査読者（「希望する査読者」）と望ましくない査読者（「希望しない査読者」）の名

前を挙げることができ、編集委員会が、もちろん慎重な考慮とともに、査読者の選定においてそれを参考にする制度のことである。この制度の導入は第27期編集委員会の軽率な思いつきによるものではない。実はこれは、近年の査読制再検討の趨勢を背景に、海外の多くの有力学術雑誌でも分野を問わず積極的に導入されつつある制度である<sup>8)</sup>。この制度の導入は『文化人類学』にとっても重要である。人類学は今日ますます分野横断的になってきており、「研究テーマ」と「研究地域」という公分母だけでもとに、適切な査読者の選定を行うことは困難になってきている。この点とも関連するが、希望査読者制度は、論考自体が持つ独創性・可能性を評価するという新査読規程の方針からしても適切な制度であると言える。

学会員の中には、このような制度の導入によって査読が甘くなり、結果として『文化人類学』の水準の低下が起こるのではないかと懸念される方も少なくないだろう。しかし第一に今期編集委員会は、この制度の導入にあたり、『文化人類学』利益相反に関する指針』を新たに定め（新査読規程第3条も参照）、利益相反をはらんだ査読者選定を防ぐために細心の注意が払われる仕組みを作った<sup>9)</sup>。第二に、今期編集委員会はこの制度を本格的に導入するに先立って、特集において前倒的に試行を行い、この制度の有効性を実際に確かめた。その結果、この制度が確かに良好に機能することが判明したのである。一言でいえば、「水準が下がる」などという懸念を持つのは、査読者の方々——なお、投稿者の希望によって選定された場合も、そのことは査読者には知らされない——に対する敬意を欠くことであると言ってよい。査読を引き受けられた方々が、これは『文化人類学』の査読であるということ十分に意識したうえで適切な査読をされていることは、その後の経験からも確言できる。

今期編集委員会は、この希望査読者制度のみならず、新査読規程そのものの運用によって『文化人類学』の水準が下がるのではないかと、という懸念が学会員の間にも生まれるであろうことも十分に意識している。しかし、ここで考えねばならないのは、学術雑誌の水準とは何かということである。いくぶん自虐的な言い方になるが、自発的な単独投稿論文が毎号1～2本しかなく、特集という人工呼吸装置によってやっと生き延びるような雑誌が、特に日本文化人類学会の外の研究者にとって、果たして本当に最高水準の雑誌として映っているだろうか。競争力のある学術雑誌とは、周知のように、掲載論文が学会員のみならず外部の——また海外の——多くの人によって読まれ、引用される雑誌のことにほかならない。それゆえ、学術雑誌の競争力は、いかに独創的な論文をより多く掲載することができるかという一点に懸かっている。そのためには、掲載論文に対してあらゆる客観的基準をクリアする優等生的な論文であることを求めるのではなく、欠点はあるように見えてもオリジナリティのある論考を積極的に掲載していくことが必要である。こうした事情を見抜いて勇気を持って実行したのが情報処理学会であり、そこから先述したような活況が生まれたのである。もしも『文化人類学』が、学会員の皆がぜひ自己の最良の研究成果を投稿したいと思える媒体になれば、『文化人類学』は必然的に高水準の雑誌になるはずである。

今回の査読制改革において私たちが行った決断がすべて正しかったと主張するつもりはない。誤った選択があれば、次期以降の編集委員会が正しくくださるだろう。ともかく私たちは、新査読規程のもとですでに歩み始めている。学会員諸氏には、投稿者として、また査読者として、ぜひ『文化人類学』を積極的に盛り立てていただきたい、というのが今期編集委員会の願いである。

真島 一郎、湖中 真哉、高倉 浩樹、筋内 匡

## 注

- 1) 日本学術振興会『科学の健全な発展のために——誠実な科学者の心得——』(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>) p.96以下。ピア・レビューに関する具体的批判としては、「既存の研究の枠組みに収まらない斬新な研究は、ピア・レビューの仕組みではよい評価を得にくい」、「査読者には公平性・客観性が求められているものの、実際には論文や研究計画の審査にあたってバイアスが完全には排除できない」などの点が挙げられ

ている。

- 2) これに対し、学会員総数は、1982年から2004年にかけて1,300名から2,041名にまで増加している。
- 3) 念のために言えば、特集原稿についても、近年では自発的な単独投稿論文と同様の基準で査読が行われている。なお、今期編集委員会では、特集自体がなるべく自発的投稿の形に近づく形で実現されるよう、誌面で繰り返し企画案を公募した。しかし寄せられる企画案は減少傾向にある。
- 4) 81巻1号の「編集後記」には、第26期編集委員会の編集主任を務めた田中雅一氏による、査読制度の詳細な検討があるのでぜひご参照いただきたい。(今期編集委員会の担当であった) 81巻2号が非常に分厚い号となったのも、第26期編集委員会のご尽力によるところが大きい。
- 5) この調査結果は2016年11月の編集委員会で報告・検討され、また2016年12月理事会においてその最終報告書の説明がなされた。
- 6) <http://www.ipsj.or.jp/journal/manual/bekarazu.html>
- 7) Tom Boellstorff, “From the Editor: Three Tips for Making Peer Review Work for You.” *American Anthropologist* 112 (1): 1-4, 2010.
- 8) 例えば *American Anthropologist* や *American Ethnologist* のような人類学の主要雑誌でも採用されている。
- 9) 『『文化人類学』利益相反に関するお願い』 (<http://www.jasca.org/publication/jjca/pdf/coi.pdf>) を参照。